

育児休業・介護休業等に関する法律が一部改正されました！

平成29年1月1日から育児休業・介護休業等に関する法律が一部改正されました。

今回の改正では、育児休業や介護休業をより取得しやすくなるよう要件を緩和した内容となっていますのでお知らせいたします。

1 介護休業の分割取得

介護休業について、介護を必要とする家族1人につき、通算66日(勤務を要しない日を除く)まで、3回を上限として取得ができるようになりました。

また、介護休業の承認を初めて受ける期間が2週間未満の場合も介護休業手当金の請求ができるようになりました。



2 介護休業手当金の給付上限額の改正

平成28年8月1日以降に開始された介護休業にかかる介護休業手当金の給付上限相当額が14,207円となり、給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び月額、第25級470,000円に改正されました。

3 育児休業の対象となる子の範囲の見直し

育児休業の対象となる子の範囲について、法律上の親子関係がある子(実子及び養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子も対象になりました。